

令和元年土幌町議会第4回定例会会議録

1 議事日程第3号 12月11日（水曜日）午前10時00分開会

日程番号1		会議録署名議員の指名
日程番号2	議	案第5号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を 図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例案
日程番号3	議	案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
日程番号4	議	案第7号 土幌町消防団条例の一部を改正する条例案
日程番号5	議	案第8号 土幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正す る条例案
日程番号6	議	案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程番号7	議	案第10号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改 正する条例案
日程番号8	議	案第11号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条 例案
日程番号9	議	案第12号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改 正する条例案
日程番号10	議	案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条 例案
日程番号11	議	案第14号 土幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案
日程番号12	議	案第15号 土幌町公共下水道条例の一部を改正する条例案
日程番号13	議	案第16号 土幌町学習体験の里設置条例の一部を改正する条例案
日程番号14	議	案第17号 土幌町国産材展示施設設置条例の一部を改正する条例 案
日程番号15	議	案第18号 下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例案
日程番号16	議	案第19号 土幌町農民健康増進施設設置条例の一部を改正する条 例案
日程番号17	議	案第20号 土幌町地域創造発信拠点施設設置条例の一部を改正す る条例案
日程番号18	議	案第21号 土幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正す る条例案
日程番号19	議	案第22号 令和元年度土幌町一般会計補正予算
日程番号20	議	案第23号 令和元年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程番号21	議	案第24号 令和元年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予 算
日程番号22	議	案第25号 令和元年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算

日程番号23 議 案第26号 令和元年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算
日程番号24 議 案第27号 令和元年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算
(閉会中継続調査申出書)

2 出席議員（11名）

1 番 加藤 宏一 2 番 河口 和吉 5 番 伊藤 健蔵 6 番 清水 秀雄
7 番 牧野 圭司 8 番 曾我 弘美 9 番 中村 貢 10 番 森本 真隆
11 番 大野 明 12 番 矢坂 賢哉 13 番 秋間 紘一

3 欠席議員（1名）

3 番 大西 米明

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育長 堀江 博文
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 高木 康弘
総務企画課長 石垣 好典 会計管理者 三島 重浩
町民課長 藤内 和三 保健福祉課長 堀江菜穂子
保健介護担当課長 三島 裕子 産業振興課長 亀野 倫生
建設課長 増田 優治 道路維持担当課長 佐藤 英明
施設担当課長 田中 敏博 子ども課長（兼） 高木 康弘
病院事務長 土屋 仁志 消防課長 土屋 政勝
特老施設長 佐藤 慶岩

6 教育長の委任を受けて出席した者

教育課長 藤村 延 給食センター所長 齋藤 英雄
高校事務長 上野 清子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 角田 淳二

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 宇佐見 和重

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

秋間議長

ただいまの出席議員は11名です。

3番、大西議員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

1

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、
中村貢議員及び10番、森本真隆議員を指名します。

2

日程第2、議案第5号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の
適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田
副町長

議案第5号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を
図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例案について説明をいたします。

これにつきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適
正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係
条例の整理を行うために本条例を制定をしようとするものでございま
す。

説明資料の9ページをお開きください。まず、この法律ですが、概
要に記載をしてあるとおり、令和元年6月14日に公布された法律であ
り、その6カ月後が施行日となるために、令和元年12月14日以前に関
係例規の改正が必要となります。法律改正の内容でございますけれども
も、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを
理由に不当に差別されないよう、それぞれの規定を整備するものであ
ります。

整備の内容につきましては、引用法律の条ずれに伴う修正や字句の
修正が主なものとなります。例えば下の表で、ここには地方公務員法
でございますけれども、現行の地方公務員となるに当たっての欠格条
項、現行欄の第16条第1項の「成年後見人又は被保佐人」は、この改
正により削除することとなります。そうしますと、左の改正案につ
きましては第2項を第1項とし、それ以降につきましても1項ずつ繰り
上がるような改正をすることと字句の改正が主な改正であります。

第1条は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部
改正であります。説明資料は10ページですけれども、第5条中の「法
第16条第2号」を法律の条ずれにより「法第16条第1号」に改正をす
るものであります。

第2条は、職員の給与に関する条例であります。説明資料は11ペー
ジでございます。ここでは字句の訂正のみを行うものであります。

第3条は、土幌町印鑑登録及び証明に関する条例です。説明資料は
13ページです。第2条の登録の資格です。第2項第2号の「成年被後

見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものであります。

第4条は、土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。説明資料は14ページです。職員に関する規定で「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に引用条項を改正をするものであります。

第5条は、土幌町消防団条例の一部改正であります。説明資料は15ページです。欠格事項を規定している第7条で第1号の「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、それに伴い、第2号以下を1号ずつ繰り上げ、その他は字句等の改正によるものであります。

第8条は、字句の改正及び項のずれを改正をするものであります。

議案に戻っていただきまして、21ページをお開きください。附則の施行時期でありますけれども、令和元年12月14日からとするものであります。

以上、議案第5号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

3

日程第3、議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について説明いたします。

この議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例の整備を行うために制定をするものであります。

最初に、第1条ですけれども、土幌町職員定数条例の一部改正であります。説明資料の16ページをお開きください。今回会計年度任用職員の制定のため、臨時の規定がなくなり、臨時の職員、括弧内にありますとおり、臨時的に任用される職員に改正をするものであります。

第2条は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正であります。説明資料は17ページであります。降任、免職及び休職の手続に関する第3条の一部改正で、第3項の次に第4項といたしまして1項を追加するものであります。この第3条は休職に関する規

定を定めたもので、会計年度任用職員にも適用できることとするものでありますが、その期間については任命権者が定める任期の範囲内とするものであります。

第3条は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。説明資料は18ページです。この条例は職員の懲戒処分や手續、その効果について規定をしているものですが、この第3条は職員の減給についての規定であります。会計年度職員についても適用する規定を追加をするものであります。

第4条ですけれども、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正であります。説明資料は19ページであります。第14条の非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規定であります。非常勤職員を会計年度任用職員に変更するものです。

第5条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。説明資料は20ページとなります。第2条の育児休業をすることができない職員について、育児休業法改正前において法律で育児休業することができない職員として規定をされていた非常勤職員が含まれていましたが、今回の改正により非常勤職員に育児休業を認めることとしたことを受け、この第3号を追加をするものであります。

21ページの第2条の3は、非常勤職員が育児休業することができる期間の末日について定める日についての規定であります。

第1号では子の1歳到達日、第2号では1歳2カ月に到達する日、第3号は1歳6カ月に到達する日と規定をするものであります。

第2条の4につきましては、1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が育児休業をとることができる条件を規定をするものであります。

第1号は子が1歳6カ月に達する日には育児休業をとっていること、2号では育児休業を継続する必要があると認める場合、どちらにも該当することが条件となります。

第2条の5は、条の繰り下げであります。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情についての規定で、第7号に先ほど説明しました第2条の3第3号に、または第2条の4に該当することとしています。

第8号は、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員が任期の更新等により引き続き育児休業をしようとするものであります。

第7条につきましては、育児休業をしている職員への期末手当の支給に関する規定でありまして、基準日に育児休業している会計年度任用職員に期末手当を支給しないとする規定であります。

第8条の号給の調整につきましても会計年度任用職員を除くものであります。

第19条からは部分休業に関する規定で、第19条では短時間勤務職員

などを任用の状況に照らして部分休業をすることができない職員として定めるものであります。

第20条は、資料の25ページになります。再任用短時間勤務職員を除いた非常勤職員について部分休業することができることとしたことに伴い、規定を整理をしたものであります。特に第3項では、部分休業ができる時間についての規定を追加をするものであります。

第21条は、部分休業をしている職員の給与についての規定でありまして、特に第2項として、会計年度任用職員について会計年度任用職員の給与条例により部分休業した時間について給与の額を減ずる規定を追加をしたものであります。

次に、第6条です。士幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。議案は27ページであります。資料も27ページです。この条例は、前年度の職員の状況、任免や人数の状況、それから給与などの状況について町長に報告をすることとなっておりますが、報告しなければならない職員に臨時的に任用された職員と非常勤職員についての報告義務はありませんが、法第28条の5第1項の再任用職員のうち、短時間勤務の職員と第22条の2第1項第2号の会計年度任用職員のうちフルタイム職員については報告しなければならないとするものであります。

第7条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。説明資料は28ページです。地方公務員法の改正により、地方公務員法第22条が第7項までありましたけれども、それがなくなったことによって第1項のみとなったために第22条というふうに改めるものであります。

第8条は、報酬に関する条例の一部改正であります。説明資料は29ページであります。地方自治法の改正により、条ずれを改正するものであります。

第9条は、職員の給与に関する条例であります。説明資料は30ページです。会計年度任用職員の給与に関しては、条例で定めなければならないという条文を追加をするものであります。

第10条は、特殊勤務手当支給条例の一部改正であります。資料は31ページです。第2条の職員の定義に会計年度任用職員を加えるようにするものであります。

第11条は、士幌町交通安全指導員設置条例の廃止についてであります。議案は27ページの一番下のところですが、交通安全指導員につきましても今回の会計年度任用職員の規定に伴いまして、現在勤務形態からパートタイムの会計年度任用職員か有償のボランティアのいずれかに任用されることとなりますけれども、地方公務員共済、災害共済において職員とみなされないことから、有償のボランティアに該当することとなるために、この設置条例については廃止をし、この

組織自体は今後要綱を定めて運営をすることになります。今まで指導員さんには報酬を支給しておりましたが、これをどのような形で支払うかにつきましては現在検討中であります。

第12条は、土幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。説明資料は32ページです。まず、第2条及び第3条の「常勤職員」を「常勤職員等」に改正をするものでありますが、この等の中にフルタイム会計年度任用職員も含まれることとなります。

次の別表第1では、備考欄、次のページの33ページになりますけれども、交通指導員の設置条例を廃止するために交通指導員の部分を削除するものであります。

議案に戻っていただきまして、29ページでございます。附則でありますけれども、令和2年4月1日から施行するものであります。

この地方公務員法、地方自治法等の改正によって各種委員会の委員等についても整理をする必要が出てきておりますけれども、これらにつきましては来年度中に整理をすることとしてございます。

以上、議案第6号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4

[日程第4、議案第7号「土幌町消防団条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第7号 土幌町消防団条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

この条例につきましては、消防団員の処遇改善の一環として、災害や訓練活動などに伴う費用弁償の引き上げを行うために改定をしようとするものであります。

説明資料の35ページをお開きください。消防団条例第12条の別表第2、費用弁償の一部改定であります。災害出動の1回当たりの費用弁償「4,900円」を「6,000円」に、訓練その他の出動1回当たりの費用弁償「4,200円」を「5,000円」に改定をしようとするものであります。

今回の改定で音更町、上土幌町と同様な費用弁償となるものであります。

議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でありますけれども、

	令和2年4月1日からとするものであります。
	以上、議案第7号の説明とします。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
5	日程第5、議案第8号「土幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
柴 田 副 町 長	議案第8号 土幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。 この条例につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、改正をしようとするものであります。 説明資料36ページをお開きください。今回の住民基本台帳法施行令の改正では、現在社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行えるようにするために改正することが主なものであります。このほか、この改正により引用条文のずれや字句を改正するものであります。 第6条第1項第1号の改正が旧姓を使えるようにするものであります。 その他につきましては、字句の訂正であります。 議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でございますけれども、公布の日から施行するものであります。 以上、議案第8号の説明といたします。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。
加藤議員	せっかく旧姓も使えるとなると、当然これ広報か何かで周知をかけたいくのでしょうか。
秋間議長	町民課長。
藤 内	町民課長、藤内よりお答えします。
町民課長	これが改正されれば、広報等で住民の皆さんに周知するようにいたします。
秋間議長	そのほかございませんか。 (な し)

秋間議長	<p>それでは、質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
6	<p>日程第6、議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
柴 田 副 町 長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。</p> <p>この条例につきましては、本年度国家公務員の給与に関する法律の改正、人事院勧告に伴いまして勤勉手当及び給料表を改定をしようとするものであります。</p> <p>人事院勧告につきましては、本年8月7日に勧告をされたものでございますけれども、民間との給与差、平均で387円、0.09%の給与月額を若年層について引き上げ及びボーナスも年間4.45カ月から4.5カ月、0.05カ月分引き上げる勧告を受けまして、本町におきましてもこの勧告に準じて改正をしようとするものであります。</p> <p>説明資料の37ページをお開きください。ボーナス分につきましては、第15条の勤勉手当を100分の2.5引き上げるものであります。</p> <p>給与につきましては、別表第1の行政職給料表の改定で若年層について引き上げをするものであります。例えば初任給で1級の1号俸を見ていただきたいのですが、右の改正前は14万4,100円でありまして、左の改正後、1級の1号俸ですけれども、14万6,100円となり、2,000円の引き上げでございますけれども、年齢の高いほうでは5級、6級はうちの課長職等の給料でありますけれども、5級の7号給をちょっと見ていただきたいのですが、改定前が30万2,000円です。改定後については30万2,200円と200円の引き上げということになりまして、それ以上ですと全く改定がなく、上がらないということになります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、36ページの附則でございますけれども、施行期日でありますけれども、これは公布の日から施行するものでありますけれども、第15条、勤勉手当の改正時期は令和元年12月1日からとし、12月に支給される手当から適用するものであります。</p> <p>次の第2項では、給料表の改定時期について平成31年4月1日からとさかのぼって施行するものであります。</p> <p>第3項では、期末手当の支給率でありますけれども、今年から6月と12月が同じ支給率となっておりまして、6月については既に支給をされて</p>

おりますので、この分を今年に限り12月に上乗せした100分の97.5を支給することとするものであります。

第4項では、今回の改正前に支給された給与は改定後の条例の規定による給与の内払いとする規定としております。既に支払った給料は内払いの扱いとしまして、増額になった分を差額として後日支払うものとするものであります。

以上、議案第9号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

7

日程第7、議案第10号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第10号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

これにつきましても先ほどの職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、本年の人事院勧告に準じて給与改定をするために改正をしようとするものであります。

説明資料は44ページになります。この条例では給料表のみの改定となりまして、第4条の給料表を1号から第5号までを表のとおり改正をしようとするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則の施行期日ではありますが、公布の日から施行しまして、平成31年4月1日から適用するというにすることになります。

次の給与の内払いの規定につきましては、先ほど職員の給与に関する条例の改正で説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上、議案第10号の説明とします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

8	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第11号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第11号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。</p> <p>これにつきましては、先ほどの職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、本年の人事院勧告によりまして一般職の職員の勤勉手当の支給率引き上げを考慮いたしまして、町長等の期末手当支給率の引き上げについて改定をしようとするものであります。</p> <p>説明資料は45ページであります。この条例では期末手当のみの改正となります。第4条の期末手当について100分の222.5月を100分の225に100分の2.5引き上げようとするものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則の施行期日等ではありますが、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものであります。</p> <p>2項の期末手当に関する特例、読みかえの規定と第3項の給与の内払いの規定は、先ほど職員の給与に関する条例の改正で説明しましたので、省略をさせていただきます。</p> <p>以上、議案第11号の説明といたします。</p>
	秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
9		<p>日程第9、議案第12号「土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第12号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。</p> <p>これにつきましても先ほどの職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、本年の人事院勧告によりまして一般職の職員の勤勉手当の支給率引き上げを考慮いたしまして、議会議員の期末手当支給率の引き上げについて改定をしようとするものであります。</p> <p>説明資料は46ページでございます。この条例も議案第11号と同様に期末手当のみの改正となります。5条の期末手当について100分の445</p>

を100分の450に100分の5を引き上げようとするものであります。議会議員の期末手当につきましては、本町では6月支給分を合わせまして12月の年1回で支給をしているため、6月分の100分の2.5も合わせた100分の5を改正をするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でありますけれども、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものであります。

第2項の報酬の内払いの規定は、先ほども説明しましたので、省略させていただきます。

以上、議案第12号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10

日程第10、議案第13号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

この条例の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の改正に伴い、改正をしようとするものであります。

説明資料は47ページになります。今回の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正の内容は、平成7年の阪神・淡路大震災の当時被災者生活再建支援法がなく、多くの被災者が災害時の融資制度に頼って生活を再建することを余儀なくされておりました。現在融資を受けていた方の高齢化に加えまして自治体の債権管理のコストが課題となっていることから、一定の低所得者等の免除を可能にすることや支払いの猶予を可能にすること、現行貸付制度の不備の是正などについて一部改正をされたことを受け、この条例につきましても改定をするものであります。

改正は、この償還等についての規定を定めた第15条第3項の字句と法律等の改正による条ずれを改正案のとおり改正をするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でありますけれども、公布の日から施行するというものであります。

以上、議案第13号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 1

日程第11、議案第14号「土幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第14号 土幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案
副 町 長 について説明をさせていただきます。

この条例の改正につきましては、水道法の一部を改正する法律により貯水槽水道の管理基準が変更されたこと及び土幌町簡易水道料金の改定に伴い、料金に関する事項等について改定をしようとするものがあります。

説明資料の48ページをお開きください。まず、今回の料金改定につきましては、16年ぶりの改定になります。料金改定の理由につきましては、まず消費税については内税で処理をしており、5%から8%に引き上げをされたのが平成26年の4月で、当時その1年後に10%へ引き上げる法案であったことにより、10%に引き上げをされたときに料金を改定する予定でありましたけれども、2度にわたる法案の延期によりまして本年10月に10%に改正されたわけでありまして、この間水道、下水道会計が8%との差、3%分をかぶっておりまして、その分は実質的に値下げとなっていた状況にありました。今説明しました消費税に関する考え方につきましては、この後の議案の料金等の改正につきましても同じ理由であります。また、安全で良質な水を安定供給をするために施設の維持管理や管路の更新のために計画的、または随時改修工事を実施しており、その経費や建設事業に係る起債償還額も増大していることから、水道事業の経営を圧迫している状況でありまして、一般会計から繰入金もふえる傾向にあります。このような状況から、今回の料金の改定をしようとするものであります。

主な改正点であります。中段に記載のとおり、①の基本料金、超過料金の見直し、②の基本水量を8m³から5m³への変更、⑤の営農用超過料金の変更で、その下の表をごらんいただきたいと思います。基本水量及び基本料金、現行8m³、1,500円を5m³、950円に、超過料金、1m³、家庭用、事業用は170円、営農用につきましては20m³までの間は家事用と同じ170円、20m³以上は記載のとおりとな

っております。このほか、消費税につきましては外税に、今までの家事用4m³以下の半額規定につきましては廃止することといたしました。これらの改定によりまして、水道料金は十勝管内において家事用で高いほうから14番目、事業用で13番目、営農用では15番目となります。

49ページからは新旧対照表を載せてございますけれども、料金の改定以外につきましては水道法の一部を改正する法律により、貯水槽水道の管理基準の変更について改正をするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でありますけれども、令和2年2月1日から施行するもので、3月の検針分の4月からの請求にかかわる分、ここから新しい料金を適用しようとするものであります。

第2項につきましては、経過措置でありまして、2月末日までの検針による料金についてはなお従前の料金とするものであります。

今後さらなる経費の削減に努めまして、絶えず費用対効果の意識を念頭に置きながら経営改善に努めてまいり所存でありますので、今回の料金改定についてご理解を賜りますことをお願い申し上げまして議案第14号の説明といたします。

秋間議長
加藤議員

これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。
改定理由の説明は理解できますし、経営収支上上げざるを得ないというも理解できるのです。ただ、過去の消費税の改定の際に上げ損なったという言い方が正しいのだと思います。そのときに改定、外税に変えておけば今回のような上げ幅というか、僕非常に大きいと思うのです。おおむね内税だったものが外税になった、それも10%。それも基本単価が3m³に落ちるとなると、これ試算すると個人負担ってどれくらい上がるのでしょうか。どこか具体的に出せるものがあれば示してほしいのですけれども。

秋間議長
増田
建設課長

建設課長。
建設課長、増田からご説明させていただきます。
一応料金につきましては、例年の使用料に基づいて試算しております。今現在使用料につきましては1億6,700万円、例年ありまして、今回の改定に基づきましておおむね20%の増額、3,300万円の増額となる予定となっております。

以上でございます。

秋間議長
加藤議員

1番、加藤議員。
早い話2割です。僕のところで年間大体12万円、営農用水も使っておりますけれども、それが2割となると経営の中ではそんなに大きいとは自分は思わないのですけれども、ついせんだって決算委員会を開いたときも水道料金の未納の方の話が出ていました。現実の生活の中では非常に逼迫されている方にとってはこの2割のアップって非常にきつ

いのだろうなって私は思います。これ以上未納の方が増えていくようなことがないように措置をしていかなければ私はならないのではないかなと。ついこの間議会で出たばかりの話なので、非常に私は危惧しております。そこの部分の考慮をしていただきたいと私は思いますけれども、また副町長の説明の中でも健全経営に向けてやっていくということなのですけれども、こういうものは生活にかかわる日々使うものの改定なので、ついこの間の秋季懇談会で各地区を回った中での町民説明の部分では私はちょっと不親切だったかなと。僕も地元の皆さんに本当に興味ないのかいという話をさせてもらいましたけれども、日々のものの中で2割上がるとなると、一般の主婦の方だとか、どなたでもそうですけれども、2割アップというのは普通に愕然とする差額だと思うのです。ですから、もう少しその部分の丁寧な説明をするべきだったと私は思います。

それと、料金順序が管内で14番目ですとか15番目という説明もありましたけれども、これは経営の中の結果であって、順位が低ければいいということではないのです。あくまでも収支上、年間5,000万円ずつ、おおむね5,000万円ぐらい一般会計から繰り入れしなければやれない水道事業が新しくまたお金がかかるからどうしても、説明して協力してくれということだったら誰でも聞いてくれるのですけれども、順位が低いからいいでしょうということではないのです。その部分の説明も不足だったと私は思います。そういうのであれば介護保険の1等賞はどうするのだという話になりますので、順位よりは理解と説明の部分をしっかりやっていくべきだと私は思いますので、申し添えさせていただきます。

以上です。

秋間議長
清水議員

6番、清水議員。

今、説明を受けたところですが、基本水量が今の8m³から5m³に変わります。そのことによって、ひとり暮らしの家庭、多分余り水量を使わない家庭においてはどんなふうに変化起こりますか。実際の値上げ額というのはここで言われた以上に値上げということになりませんか。

秋間議長
増田
建設課長

建設課長。

建設課長、増田からお答えさせていただきます。

清水議員さんが今言われたのは、前は8m³からということで、今回は5m³をスタートとしております。それは、前回の水道料金の改定の段階で4m³、半分しか使わない方々のところについては基本料金も半分にするという規定がございました。今回は、それを5m³に下げることによってその方々の分も含めて整理しているという押さえとなっております。要するに前は8m³以降の方と4m³未満の方についてはある程度考慮されていたのですけれども、4m³以上8

m3未満のその間の方が非常につらい、いきなり基本料金が上がるので、それで結構負荷がかかっていたという部分がございます、それを5m3に下げることによってその方々も含めて救われるような改定となっている。町のほうとして苦しい部分を改正したという意味合いで下げております。

以上でございます。

秋間議長 そのほかありませんか。

(なし)

秋間議長 それでは、質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

12

日程第12、議案第15号「土幌町公共下水道条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第15号 土幌町公共下水道条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

この条例につきましては、下水道使用料の改定に伴い、使用料に関する事項等についても改正をしようとするものであります。

説明資料、先ほどの48ページをお開きください。この下水道料金につきましては13年ぶりの改定ということになります。料金改定の理由につきましては、先ほど議案第14号の水道事業給水管理条例の一部改正案で説明したとおりであります。特に下水道では昨年度から3年計画で新しい処理施設を建設中であり、この処理施設完成後、令和3年度からこの建設に伴う起債の償還が始まりまして経営を圧迫いたしますことから、一般会計の繰入金につきましても大幅に増えることが予測されます。このような状況から今回使用料を改定をしようとするものであります。

主な改正点につきましては、水道と同じように基本料金、超過料金の見直し、それから基本水量を水道料金と同様に8m3から5m3へ変更するもので、その下の表のとおり、基本水量及び基本料金、現行8m3、1,300円を5m3、650円に、超過料金、1m3、家事用、事業用は160円を170円に改定をしようとするものであります。このほか、水道料の改定と同様に消費税につきましては外税に、今まで4m3以下の半額の規定を廃止をしております。

52ページからは新旧対照表を載せてございますけれども、今説明したとおり使用料の改定をしようとするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則の施行時期、経過措置につきましては議案第14号と同じでありますので、説明は省略をさせていただきます。水道事業同様、今後さらなる経営改善に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。議案第15号の説明いたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。
加藤議員 これも大幅に下水施設もやっているの、償還始まるというのもよく理解できます。ただ、さっきの水道料金と同じなのですけども、今回の改定により、今も大体一般会計から5,000万円ぐらい、これも下水も入っていたのですよね。となると見通しどれぐらい見ているのか。改定によって、収支というか、その見通しはどう見ているか教えてください。

秋間議長 建設課長。
増田 建設課長、増田のほうからご説明させていただきます。
建設課長 今、加藤議員さんからおっしゃられたとおり、下水道処理施設についてはおおむね15億円をかけて3カ年で平成30年から令和3年まで、事業費16億円でやっていく予定でございます。事業の償還額も令和3年以降2,000万円から4,000万円程度を償還していかなければいけないということもございまして、今回料金のほうを改正させていただきました。うちのほうの予定としましては、今後公共料金審議会も含めて今回上げたこととあわせて、5年ごとに今審議会にかけていただいております。毎年経営状況を見ながら5年ごとに見直す、そういう体制でいきたいなと考えております。

以上です。

秋間議長 1番、加藤議員。
加藤議員 今、答えちょっとかんでいないのだけれども、値上げで2,000万円から4,000万円償還していかなければならないというのはわかるのですけれども、この償還の分だけを値上げしたわけじゃなくて、下水道事業全体を見ての値上げなのだから、施設の償還だけではなくて、年間の今まで5,000万円一般会計から入っていたのが大体どれぐらいでおさまる見通しなのかぐらいは出ていると思うのですけれども、それを聞いています。

秋間議長 暫時休憩いたします。

暫時休憩

秋間議長 休憩を解きます。

増田 建設課長。
建設課長 下水道料金の改正によった増額につきましては、おおむね7%見えております。現在の支払い4,890万円を330万円増額して、5,200万円以

上を上げる予定となっております。これにつきましては、議員さんおっしゃられるように16億円の繰上償還を含めて、それを計算した中で料金を上げさせていただいているところでございます。

秋間議長 暫時休憩いたします。

暫時休憩

秋間議長 それでは、休憩を解き、答弁を求めますけれども、町長。

小林町長 今、水道会計、下水道会計にわたって加藤議員からご指摘がいろいろあったのでありますけれども、私ども今までも構造としては両方とも5,000万円を一般会計から繰り入れをして運営をしているということで、それでも赤字という状況でありますけれども、実は5年に1回私どもも一応点検、検証して、審議会に5年ごとにかけていたのだけども、実態としては上げないできたということなのでありますけれども、今回たまたま消費税が10%に上がるということとあわせて、水道もそうなのでありますけれども、下水道も処理場も含めて一定程度の施設整備が進んだということで、今回上げる。水道でいくと20%、それから下水道でいくと7%上げるということにしたわけでありましてけれども、言われたように経営をどうしていくかということもあるのでありますけれども、もう一方で言われるように町民負担状況をよく勘案するという、両方見なければならぬわけでありましてけれども、そういう面では今後5,000万円をどうするかということであるのでありますけれども、健全な経営とあわせて、負担としてたえ得ることかということが基準でいくなら、先ほど言った町村ではこのくらいということなのでありますけれども、いずれにしても今後とも水道会計、下水道会計の運営については経営のことも含めて、それから負担の状況を見ながら、5年に1回しっかり見ながら今後改正なり運営をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

秋間議長 そのほかありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

13

秋間議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13、議案第16号「土幌町学習体験の里設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

議案第16号 土幌町学習体験の里設置条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

この条例は、町が指定管理者制度により運営、管理を委託している施設に係る利用料金につきまして施設の設置条例に規定をしております上限額を改定をしようとするものであります。

土幌町学習体験の里は、次に説明する土幌町国産材展示施設と総合的に構築されている土幌高原ヌプカの里でありますけれども、本町の観光拠点施設の一つとして重要な役割を担っております。現行の設置条例に定める利用料金の上限額は、消費税率が5%に設定されている当時から改定をしていなかったわけであります。消費税の関係につきましては、水道料金の一部改正での説明と同じでありますので、説明は省略させていただきます。このほか、近年の観光需要の高まりや物価上昇、人件費、光熱水費、その他の経費の増加状況も鑑みまして、今回改正をしようとするものであります。

説明資料は54ページでございます。改正内容といたしましては、条例別表に定める施設利用料のうち、上段にあります交流室及び研修室の上限額につきまして記載の改正案のとおり30円から300円の引き上げを行うものであります。

中段にありますコテージの上限額につきましては、改正案のとおり引き上げを行うとともに、指定管理者による繁忙期、閑散期の料金設定を弾力的に行えるよう、7月及び8月、9月から6月までとあるのを利用期間の区分を削除しようとするものであります。

このほか、キャンプ場の上限額につきましては、55ページのとおり、100円の引き上げを行うものであります。

それでは、議案の45ページに戻りまして、附則でございますけれども、この条例の施行日は令和2年4月1日からの施行とするもので、経過措置といたしまして、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金として適用し、施行日前の利用に係る利用料金についてはなお従前の例によるものとするものであります。

以上、議案第16号の説明といたします。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 4		日程第14、議案第17号「土幌町国産材展示施設設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第17号 土幌町国産材展示施設設置条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。 この条例につきましても議案第16号で説明した内容と重複いたしますけれども、施設の設置条例に規定しております上限額を改定しようとするものであります。 説明資料は56ページになります。改正内容といたしましては、条例別表に定める施設利用料金の上限につきまして記載の改正案のとおり改めようとするもので、改正する理由につきましては先ほどの議案第16号で説明したとおりであります。 研修室につきましては100円から300円の引き上げ、コテージにつきましても改正案のとおり引き上げを行うとともに、前の議案と同様に指定管理者による繁忙期、閑散期の料金設定を弾力的に行えるように、7月及び8月、9月から6月までとある利用期間の区分を削除しようとするものであります。 議案に戻っていただきまして、附則でございます。施行時期でありますけれども、令和2年4月1日から施行するというもので、経過措置につきましては先ほどの条例案のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。 以上、議案第17号の説明といたします。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 5		日程第15、議案第18号「下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第18号 下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例案につ
副 町 長 いて説明をさせていただきます。

これにつきましても町が指定管理者制度により運営、管理を委託している施設に係る利用料金につきまして施設の設置条例に規定しております上限額を改定をさせていただこうとするものであります。

下居辺交流施設は、次に説明いたします下居辺農民健康増進施設と一体的に構築されているしほろ温泉プラザ緑風であります。先ほど説明したとおり、消費税率の改定や諸経費の高騰などにより改定をしようとするものであります。

説明資料は57ページをお開きください。改定内容といたしましては、条例別表に定める施設利用料のうち、宿泊料の上限額につきまして記載の改正案のとおり1人当たり1,000円の引き上げをしようとするものであります。

また、洋室に小上がりがついている部屋でございますけれども、それについては洋室に和洋室を含むと明確化しようとするものであります。

なお、備考欄に6号として、客室の定員に満たない人数による宿泊に係る宿泊料の上限額は、宿泊料の上限額に100分の150を加算した額とするという1号を新たに加えておりますが、これは例えば定員が4人の部屋に1人や2人で宿泊するといった場合の料金設定に限界がありましたので、客室の定員数に満たない人数による宿泊利用の際にも指定管理者による弾力的な料金設定が可能となるような規定を加えたものであります。

また、58ページの研修室の上限につきましても100円から500円の引き上げを行おうとするものであります。

それでは、議案の48ページに戻りまして、附則でございますが、この条例の施行日は令和2年4月1日から施行するものでありまして、4月1日の宿泊から適用するものであります。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の別表の規定につきましては、この条例の施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る料金につきましてはなお従前の例によるものとするものであります。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

1 6	秋間議長 柴 田 副 町 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第16、議案第19号「土幌町農民健康増進施設設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第19号 土幌町農民健康増進施設設置条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。 本条例案は、議案第18号で説明した内容と同じでありまして、施設の設置条例に規定しております利用料金の上限額を改定させていただくものであります。 それでは、説明資料59ページをお開きください。改正内容につきましては、議案第18号と同様、条例別表に定める施設利用料金の上限額につきまして記載のとおり改正をしようとするものであります。 宿泊料につきましては、1,000円の引き上げを行うものであります。 また、備考欄で議案第18号と同様、客室の定員に満たない人数による宿泊に係る宿泊料の上限額を当該の上限額に100分の150を加算した額とするものであります。 それでは、議案の50ページに戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条例の施行日は令和2年4月1日から施行するものであります。 経過措置といたしましては、先ほどの議案第18号と同様でございます。</p>
	秋間議長	<p>以上、議案第19号の説明といたします。 これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第19号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
1 7	秋間議長 柴 田 副 町 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第17、議案第20号「土幌町地域創造発信拠点施設設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第20号 土幌町地域創造発信拠点施設設置条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。 この条例につきましても、町が指定管理者制度により運営、管理を委託している施設、道の駅ピア21しほろの利用料金につきましてその上限額を改正をしようとするものでございます。</p>

このピア21しほろは、本町の観光拠点施設でありますけれども、現行の設置条例に定める利用料金の上限額につきまして、消費税率の改定により今回10月1日に消費税率が改定されたことに伴い、10%に改めようとするものであります。

それでは、説明資料の61ページをお開きください。改正内容といたしましては、指定管理者が施設利用者から収受する建物及び土地の利用料金といたしまして、条例別表に定める施設利用料金の上限額につきまして建物は1㎡につき一月1,760円から1,790円に、土地につきましては1,250円から1,270円に改正をしようとするものであります。

議案の51ページに戻りまして、附則でございますけれども、この条例の施行日は令和2年4月1日からとするものでございます。

経過措置につきましては、先ほど説明したとおりでございますので、省略をさせていただきます。

以上、議案第20号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

18

日程第18、議案第21号「土幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第21号 土幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

この条例につきましては、施設の設置条例に規定しております基本利用料金の額及び加工室等の利用料金の上限額を改定をしようとするものであります。

土幌町農畜産物加工研修施設、しほろキッチンでございますけれども、この基本料金の額及び加工室等の利用料金の上限額につきましては、消費税率の改定によりまして10%と改めるものであります。

説明資料は62ページとなります。改正内容につきましては、条例第11条に定める1人1日当たりの基本料金を記載の改正案のとおり改め、条例別表に定めます加工室等の利用料金の上限額につきましても記載の改正案のとおり改めようとするものであります。

それでは、議案に戻りまして、附則でございますけれども、条例の施行日、令和2年4月1日から施行するものであります。

	経過措置につきましては、先ほどの議案と同じですので、省略をさせていただきます。
	以上、議案第21号の説明といたします。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第21号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
19	日程第19、議案第22号「令和元年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。
石垣総務 企画課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。 総務企画課長、石垣よりご説明申し上げます。 議案第22号 令和元年度土幌町一般会計補正予算〔第6号〕は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,760万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億3,735万2,000円に改めようとするものでございます。 初めに、本補正予算の歳出で2節給料から4節共済費までの人件費の補正は、職員の人事異動並びに人事院勧告に準じた給与、手当等の改正に伴うもので、総額で1,727万9,000円を減額するものであります。なお、各款、項、目での説明は省略させていただきますので、ご了承承願いたします。 それでは、人件費以外の歳出を説明いたしますので、10ページをごらんください。2款1項1目一般管理費、7節は、特定臨時職員1名分の賃金を追加するものであります。 6目企画費、8節報償費から13節委託料は、ふるさと納税の寄附額の増額等に係る経費などで合わせて4,340万円を追加するものであります。19節、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円の追加は、協力隊員の地元定住を図るために起業や事業継承する際にその経費を対象に補助するもので、補助額につきましては特別交付税で措置されるものであります。 11ページ、7目環境対策費は、合併処理浄化槽設置事業助成金5件分150万円を追加するものであります。 9目情報管理費は、会計年度任用職員制度に係る給与システムのプログラム変更に係る経費403万2,000円を追加するものであります。 14目愛のまち建設基金費は、ふるさと寄附の増額により積立金1億566万円を追加し、特定財源として指定寄附金を同額計上するもので

あります。

2項2目賦課徴収費は、十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金を4万1,000円減額し、国保会計予算へ組み替えするもので、13ページになりますけれども、3款1項7目国民健康保険費に同額を追加し、事務費繰出金として国保会計へ繰り出すものであります。

同じく13ページですけれども、3款1項1目社会福祉総務費、13節は生活困窮者自立相談支援業務委託料360万円を減額し、19節、社会福祉協議会事業助成金へ同額を組みかえ、特定財源として国庫補助金270万円を計上するものであります。

9目介護保険費は、介護給付費及び職員給与費等繰出金合わせて98万6,000円を減額するものであります。

14ページに移ります。2項2目認定こども園費、7節賃金の1,400万8,000円の減額及び3目へき地保育所費、7節賃金の129万8,000円の減額は、10月1日付で準職員の保育士9名を正職員採用したことによる臨時職員賃金の減額であります。

4目児童手当費は、前年度の実績の確定により負担金返還金を223万1,000円を追加するものであります。

5目子育て支援推進費は、母子保健番号制度改正に係るシステム改修委託料を156万2,000円追加し、特定財源として国庫補助金79万4,000円を計上するものであります。

6目乳幼児等医療費は、医療費を300万円追加し、特定財源として道補助金100万円を充当するものであります。

7目未熟児療育医療費は、前年度実績の確定により負担金返還金23万3,000円を追加するものであります。

15ページ、4款1項2目予防費は財源補正で、受託金67万7,000円を計上するものであります。

4目病院費は、不採算地区病院の運営負担金として8,000万円を追加するものであります。

16ページに移ります。6款1項3目農業振興費は、消費税率の改定に伴い、農畜産物加工研修施設の指定管理委託料を12万5,000円追加するものであります。

2項1目林業振興費、24節は、十勝大雪森林組合への出資金31万8,000円を追加し、特定財源として30年度の事業配当金を同額計上するものであります。25節は、森林環境譲与税を基金に積み立てるための278万5,000円を追加するものであります。

17ページ、7款1項1目商工振興費、19節、商工業活性化推進事業助成金は、商店街の空き店舗対策に係る経費312万5,000円を追加するものであります。

2目観光振興費、13節は、消費税率の改定に伴うピア21しほろ、プラザ緑風、土幌高原ヌプカの里の指定管理委託料及びプラザ緑風の施

設再整備に係る基本構想策定委託料、合わせて140万2,000円を追加するものであります。15節は、プラザ緑風の客室のエアコン取りかえ工事費77万円を追加するものであります。

8款2項2目道路橋梁維持費は、除雪事業に係る車両及び防雪柵等の修繕料80万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思えます。特定財源以外の一般財源ですが、2款3項1目森林環境譲与税は、交付額の確定により278万5,000円を追加するものであります。

9ページになりますけれども、16款2項4目株式売払収入は、道内7空港の民営化により運営先が決定したことに伴う帯広空港ターミナルビル株式会社の株式譲渡で、127万8,000円を追加するものであります。

このほか、8ページになりますけれども、10款1項1目地方交付税を772万7,000円、9ページですけれども、19款1項1目繰越金を9,466万7,000円計上し、収支のバランスをとったところでございます。

21ページ、22ページには特別職及び一般職の給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照いただきたいというふうに思えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 それでは、質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

20

[日程第20、議案第23号「令和元年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

堀江保健福祉課長 保健福祉課長、堀江より議案第23号 令和元年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,918万7,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款2項1目賦課徴収費、19節、4万1,000円の追加は、十勝市町村税滞

納整理機構市町村負担金の返納による増額補正であります。特定財源として事務費繰入金と同額見込むものです。

5款1項1目特定健康診査等事業費、14節、15万6,000円の追加は、保健指導・検診結果分析ソフトに係る使用料の消費税増加に伴う不足分と保健指導に活用するためのW i - F i 使用料を追加するもので、同額道特別調整交付金（保健事業分）を見込みものです。

歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

2 1

日程第21、議案第24号「令和元年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

堀江保健福祉課長 保健福祉課長、堀江より議案第24号 令和元年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億272万8,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節、208万2,000円の追加ですが、これは収納した保険料を広域連合に納付する保険料等負担金を増額補正するものであります。

次に、歳入の説明をします。4ページをお開き願います。1款1項1目特別徴収保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料208万2,000円を広域連合の賦課情報をもとに追加補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

秋間議長	<p>(な し)</p> <p>討論なしと認め、これから議案第24号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
秋間議長	<p>(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
2 2	<p>日程第22、議案第25号「令和元年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>
堀江保健 福祉課長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、堀江より議案第25号 令和元年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ776万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,343万5,000円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、7ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、本年4月の人事異動及び人事院勧告による人件費の調整で、2節から4節まで合わせて223万6,000円を減額するものです。特定財源として職員給与費繰入金を同額減額するものであります。</p> <p>2款1項1目居宅介護サービス給付費は1,570万円を減額、3目地域密着型介護サービス給付費は1,000万円を増額、8ページに移っていただいて、5目施設介護サービス給付費は1,000万円を増額、7目居宅介護福祉用具購入費は40万円を増額、9目居宅介護サービス計画給付費は100万円を増額、9ページに移っていただいて、2項5目介護予防福祉用具購入費は20万円の増額、4項1目高額介護サービス費は400万円を増額、5項1目高額医療合算介護サービス費は10万円の増額をそれぞれ実績見込みにより計上いたしました。特定財源として記載のとおり制度のルールに基づき調整するものです。</p> <p>10ページに移っていただいて、3款1項目介護予防ケアマネジメント事業費は実績見込みにより130万円を減額、特定財源として記載のとおり制度のルールに基づき減額するものです。</p> <p>2項1目一般介護予防事業費、7節、13万円の追加は、介護予防事業に従事する看護師賃金増額によるもので、特定財源として記載のとおり制度のルールに基づき増額するものです。</p> <p>特定財源以外の歳入についてご説明しますので、6ページをお開き願います。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金を212万8,000円追加し、歳入歳出の均衡を図ったものです。</p> <p>なお、給与費変更に伴う給与費明細書は11ページに掲載してありますので、ご参照ください。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜ります</p>

		ようお願い申し上げます。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第25号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
23		日程第23、議案第26号「令和元年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。
	佐藤特養施設長	特別養護老人ホーム施設長、佐藤より令和元年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,272万1,000円に改めようとするものでございます。 歳出からご説明をいたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び7節賃金につきましては、介護職員準職員17名の正職員化による増減で、給料1,495万5,000円増額、職員手当等を1,030万7,000円増額、共済費を232万2,000円減額、賃金を2,344万円減額するものです。11節需用費につきましては、重油単価の高どまりにより燃料費を130万円、電気料金の値上げにより電気料を120万円、それぞれ増額するものです。 次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをごらんください。4款1項1目繰越金では前年度繰越金に200万円を追加し、歳入歳出の均衡を図るものです。 なお、6ページには給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第26号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

24

日程第24、議案第27号「令和元年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国保病院事務長。

土屋病院
事務長

国保病院事務長、土屋より令和元年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第2号〕についてご説明を申し上げます。

まず、第2条の業務の予定量につきましては、(2)の年間患者数、入院1万4,600人を1万3,228人に、外来では2万2,150人を2万846人に、(3)、1日平均患者数の入院40人を36.2人に、外来91.2人を86.5人にそれぞれ改めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額では、収入、1款病院事業収益8億7,162万9,000円を8億6,272万1,000円に、1項の医業収益4億9,954万2,000円を4億1,063万4,000円に、2項医業外収益3億7,208万7,000円を4億5,208万7,000円に改め、支出、1款病院事業費用9億5,841万1,000円を9億6,667万3,000円に、1項医業費用9億4,269万1,000円を9億5,095万3,000円に改めるものです。

2ページに移りまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費6億967万4,000円を6億1,644万5,000円に改めるものでございます。

第5条では、他会計からの補助金3億5,000万円を4億3,000万円に改めるものでございます。

それでは、補正予算説明書に基づき収益的支出から説明をさせていただきますので、5ページをお開きをいただきたいと思います。1款1項1目給与費では、人事院勧告に伴う給与改定と医師の採用、人事異動等に伴い677万1,000円を追加するもので、内訳としましては1節給料で59万4,000円を減額するほかは2節手当から6節法定福利費引当金繰入額までそれぞれ所要の額を増額するものでございます。

3目経費では、当直医の謝礼金の減額のほかは、病院設備、医療機器の修繕145万円と委託料では病院の経営改善に伴う経営分析の委託料を56万7,000円追加し、合わせて134万円を追加いたします。

それから、4目減価償却費では、建物及び機械備品の減価償却費として15万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、収益的収入についてご説明をします。1款1項の医業収益では、入院収益、外来収益とも実績から、年間患者数の減により入院につきましては4,027万5,000円、外来につきましては4,863万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

2項医業外収益、2目他会計負担金では、経営基盤強化策に要する

負担金として8,000万円を増額し、4億3,000万円とするものでございます。

そのほか、今回の補正予算にかかわる給与費明細書につきましては6ページから7ページにかけて添付をさせていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

「閉会中継続調査申出書」を議題といたします。

議会運営委員会及び産業厚生常任委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申し出がございます。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回土幌町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時56分)